

4月15日～6月15日

春の農作業安全週間



4月15日～6月15日は、県下一斉の「春の農作業安全週間」です。昨年、市内でトラクターによる農作業事故で尊い命をなくされた方がいました。

これから田起こしや田植えなど、春の農繁期を迎え、農業機械を扱う機会が多くなります。農作業事故を防止するために、慣れた作業でもいまだ安全を確認しましょう。



次のことに注意し、安全な農作業を行きましょう。
● ゆとりのある計画的な作業を心掛ける

● 夕暮れ時は、身に付ける物や農業機械に夜光反射材を付ける

● まだ明るいからと思わず、早めのライト点灯を心掛ける

● 日ごろから農業機械のスイッチの位置を家族みんなが分かるようにし、いざというとき誰でも機械を停止できるようにする

● 一人での作業は避け、家族には作業場所と帰宅時間を知らせる

● 横転、転落事故から身を守るため、トラクターには必ず安全フ

レームを装着し、運転者はシートベルトをしめる

● ほ場や路肩は事前に点検し、路肩が分かるよう草刈りをしたり、路面のくぼみを埋めるなどの修繕を行ったりする

● 農作業後には、農業機械について泥を道路に出る前に落としましょう。道路に落ちた泥は交通の妨げになりますので、すぐに片付けましょう。

農作業後には、農業機械について泥を道路に出る前に落としましょう。道路に落ちた泥は交通の妨げになりますので、すぐに片付けましょう。

農作業後には、農業機械について泥を道路に出る前に落としましょう。道路に落ちた泥は交通の妨げになりますので、すぐに片付けましょう。

【問い合わせ】
農政課(☎23・1400)

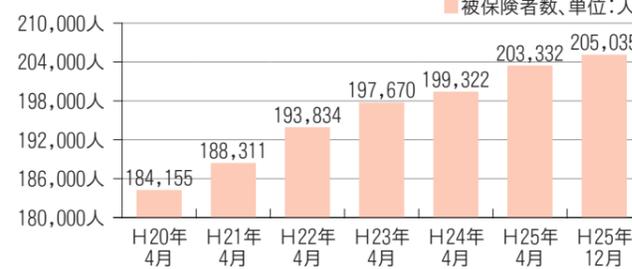
後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度の保険料は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直しすることになっています。

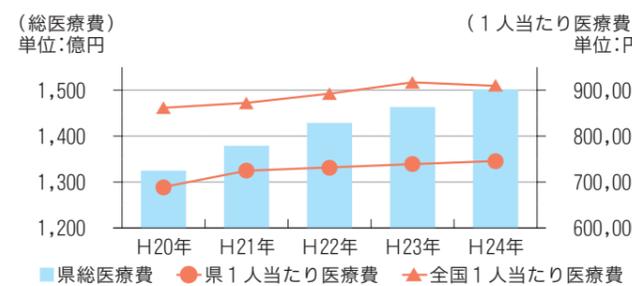
岩手県後期高齢者医療広域連合では、制度開始からこれまで保険料を据え置いてきましたが、被保険者数の増加や医療費の増大による財源不足に対応するため、平成26・27年度の保険料を次のように改定することにしました。
この改定は、後期高齢者医療制度を安定的に運営するために必要なものです。
平成26年度の保険料の決定通知書は、7月に送付します。

区分	〔改定前〕 平成24・25年度	〔改定後〕 平成26・27年度
均等割額	35,800円	38,000円
所得割率	6.62%	7.36%
岩手県の後期高齢者1人当たりの平均保険料	37,705円	40,115円

◆被保険者数の推移



◆医療費の推移



【問い合わせ】本庁国保医療課
(☎24・2111 内線535)

保険料 (100円未満切り捨て)
||
均等割額 38,000円
+
所得割額 (被保険者の所得) × 7.36%

後期高齢者医療制度は、医療費の患者負担分を除き、公費(約5割)と現役世代からの支援金(約4割)、被保険者が納める保険料(約1割)で運営しています。
保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。

新たに70歳になる人の医療費の窓口負担が2割になります

70歳から74歳の方が医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、法律上2割ですが、特例措置でこれまで1割負担となっていました。

本年度から、より公平な仕組みとするため、特例措置が見直され、新たに70歳になる人の窓口負担が1割から2割になります。

※4月1日までに既に70歳に達している人は、引き続き特例措置の対象となり、窓口負担は1割のまま変わりありません。いずれの場合も、一定の所得がある人は、これまでどおり3割負担となります

■2割負担となる対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた人(誕生日が昭和19年4月2日以降の人)

■2割負担となる時期

70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の人はその月)の診療から2割負担になります

[例] 平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える人は、5月の診療から2割負担になります

■問い合わせ(国民健康保険加入者)

本庁国保医療課(☎24-2111 内線532)

※国民健康保険以外の人は、加入している医療保険者に問い合わせください



クマに注意しましょう

これから山菜採りなどで山に入る機会が多くなりますが、クマも冬眠から目覚めて活動し始めます。

山に入る際などには、次のことに注意しましょう。

クマに遭わない工夫をする

■クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときは特に注意する

■単独行動は避け、2人以上で行動する

■鈴、笛、ラジオなど音のする物を身に付け、人の存在を知らせる

■時々辺りに注意を払い、クマのふんや足跡を見つけたらすぐに引き返す

■子グマを見掛けたら、そっと立ち去る(近くに親グマがいて危険)

もしクマに遭遇してしまったら

■慌てず騒がずクマを刺激しない

■急に立ち上がったたり、大声を出したり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない

■クマの動きを見ながらゆっくり後退する

クマを引き寄せないために

野山に生ゴミなどを捨てないでください。残飯の味を覚えたクマは、人里まで降りてきて、人に危害を与えることがあります。

クマを目撃または被害を受けたら

クマやクマが出没した形跡を目撃したとき、クマによる農林作物の被害を受けたときは、下記へ相談・問い合わせください。

【相談・問い合わせ】

▶ 農村林務課(☎24-2111 内線6277)

▶ 各総合支所産業係(大迫☎48-2111 内線168、石鳥谷45-2111 内線243、東和42-2111 内線325)

▶ 県南広域振興局花巻保健福祉環境センター(☎22-4921)

▶ 花巻警察署(☎23-0110)

※ハクビシン用の箱わなを貸し出します

ハクビシンによる農作業被害などの軽減のため、捕獲用の箱わなを無料で貸し出しています。捕獲するには許可が必要になりますので、詳しくは農村林務課または各総合支所産業係へ。